

『諸向地面取調書』人名索引について

氏家幹人

『諸向地面取調書』と屋敷改について

『諸向地面取調書』(請求番号 一五一一〇二四六)は、幕府の屋敷改あらため

が作成した、大名・幕臣等の屋敷の調査書である。ほぼ安政三年(一八五六)当時の江戸における、大名・幕臣等が所持する各種屋敷(拝領屋敷・大縄拝領屋敷・居屋敷・拝領町屋敷・抱屋敷かかえなど)の所在地、坪数等を記し、あわせて諸寺院、御用達町人ほかの町人、代官支配地に抱屋敷を所持する百姓も記載されている。

全二十三冊。屋敷の所持者として名(寺号を含む)が記載されているのは一万数百名。ほかに屋敷地の借地人として多くの人名が記載されているが、今回の「人名索引」には含めていない。記載されているのは、勝麟太郎(海舟)、小栗又一(上野守忠順)、川路左衛門尉(聖謨)、水野筑後守(忠徳)、成島甲子太郎(柳北)、男谷精一郎、栗本瑞見(鋤雲)など幕末維新史に名を刻まれた人々のほか、『視聽草』を編纂した宮崎次郎太夫(成身)や大奥女中、幕府に仕えた医師、絵師、能役者など多彩を極める。

さらに細かく見れば、「相模婆々七代目 くら」(大奥で出産御用を務めた産婆の一人相模婆々の七代目)あるいは「犬医師末 清七」(五代將軍綱吉の時代に犬専門の医師を務めた者の末裔か)なども見い出せる。面白いところでは、太田太田太(上から読んでも下から読んでもオオタタデンタ)、原野冷助(ハラノヒエスケ)のような奇妙な名とも遭遇する(いずれも幕

臣)。「諸向地面取調書」は、江戸の武家屋敷地の史料として第一級のものであるばかりでなく、幕末の江戸、とりわけ幕臣たちの生活実態を知るうえで、欠かせない史料と言える。しかし今日まで翻刻は行われず、『内閣文庫所蔵史料叢刊』(汲古書院刊)の第十四巻から十六巻に、その影印が収録されているだけである(現在は当館デジタルアーカイブでも閲覧可能)。

本書について、福井保氏は「幕府の官撰に成る、これほど精密、詳細な大名・幕臣の宅地調査は他に類例が乏しいから、本書は武士の生活や江戸の地誌または幕臣の伝記等の研究資料として、信憑性の高い有用な文献であろう」(『内閣文庫所蔵史料叢刊』第十四巻所収「解題」)と記し、宮崎勝美氏は「大名二六六家のうち六家の記載を欠き、幕臣では御目見以上だけでも新番組(一六〇人)・小十人組(二四〇人)・御勘定(一二〇人)などを欠くといった遺漏がみられるものの、武家所持屋敷の相当部分を網羅しており、全体の特徴をつかむには格好の史料である」(吉田伸之編『都市の時代』(日本の近世 第九巻)所収「江戸の土地―大名・幕臣の土地問題―)と評している。

『諸向地面取調書』は、明治十五年(一八八二)年に内務省図書局が購入し、同二十三年に内閣文庫に移管された。毎冊(十九冊・二十冊・二十一冊を除く)首尾にある「図書局文庫」の朱方印と毎冊首にある「明治十五年購求」の小型印はいずれも内務省図書局で押されたものである。本書は他の内閣文庫の蔵書と共に当館(国立公文書館)に引き継がれ、現在に

至っている。当館のみの所蔵で他に所在は知られていない。

第一冊から第二十三冊まで、各冊に付された「目録」は左の通りである。

【第一冊】

御三家

国持

柳之間

交代寄合

【第二冊】御三卿方

中納言殿并附

刑部卿殿并附

清水御屋形并附

【第三冊】溜詰 御譜代大名

溜詰

所司代

大坂御城代

帝鑑間

鷹ノ間詰

御奏者番

寺社奉行

大坂御定番

菊之間御縁頼詰

【第四冊】

喜連川

表高家

大御番頭

高家

御留守居

御書院番頭并組頭

御小性組番頭并組頭

町奉行

御作事奉行

小普請奉行

小普請組支配

中奥御小性

御旗奉行

御鎗奉行

火消役

御留守居番

御使番

小十人頭

御船手

二丸御留守居

御腰物奉行

御勘定吟味役

【第五冊】

大御番

【第六冊】

御書院番

【第七冊】

御小性

御小納戸

御広敷御用人并支配

奥儒者

大目付

御勘定奉行

御普請奉行

西丸御留守居

新御番頭

中奥御番

百人組之頭

御持弓頭御持筒頭

御先弓鉄炮頭

御目付

御徒頭

御鉄炮方

西丸御裏御門番之頭

御納戸頭

御鷹匠頭

西丸御目付

松栄院様御用人并支配

溶姫君様御用人并支配

末姫様御用人并支配

晴光院様御用人并支配

誠順院様御用人并支配

精姫様御用人并支配

線姫様御用人并支配

奥御医師

奥詰御医師

奥御右筆

小南鉉次郎

奥坊主并六尺

【第八冊】

御小性組

【第九冊】

林大学頭 那須信濃美濃衆

寄合御医師 御番医師

御目見医師 検校

御作事奉行支配 御普請奉行支配

小普請奉行支配 御召御船上乗役

寄場奉行并支配 闕所物奉行并手代

絵師 舞々 猿樂 観世座外三座共

町与力同心 囚獄 町年寄 町人

【第十冊】

寄合肝煎

中川御番

火事場見廻

勤仕並寄合

寄合

【第十一冊】

御裏御門番之頭并支配

御広敷番之頭并支配

御鉄炮玉薬奉行并支配

御鉄炮御箆筒奉行并支配

御弓矢鎗奉行并支配

御天守番之頭并支配

富士見御宝蔵番之頭并支配

御具足奉行并支配

御幕奉行并支配

奥火之番

進物取次番之頭并支配

明屋敷番伊賀者

女中

元大奥御奉公

西丸切手御門番之頭并支配

西丸御留守居支配石之間番

【第十二冊】

御細工頭并支配

御材木石奉行并支配

吹上奉行同添奉行并支配

浜御殿奉行并支配

小石川御薬園奉行

小石川養生所肝煎

駒場御薬園預

西丸表御台所頭并支配

【第十三冊】

御膳奉行并支配

御書物奉行并支配

御賄頭 并支配

表御右筆組頭并御右筆

御馬預 并支配

御膳所御台所頭并支配

表御台所頭并支配

御広敷御膳所御台所頭并支配

【第十四冊】

寺社奉行支配

駿府御城代并支配

浦賀奉行并支配

箱館奉行并支配

大坂町奉行

禁裏附

山田奉行并支配

奈良奉行

駿府町奉行

新潟奉行并支配

伏見奉行

長崎奉行并支配

下田奉行并支配

京都町奉行

駿府御定番并同心

禁裏御賄頭

日光奉行并組頭

堺奉行

佐渡奉行并組頭

大坂御船手

大津御代官

二条御城御門番之頭

大坂御破損奉行

大坂御鉄炮奉行并支配

大坂御金奉行

甲府勤番支配并支配

【第十五冊】

小普請仙石右近支配并組

【第十六冊】

小普請戸川主水支配并組

【第十七冊】

小普請大島丹波守支配并組

【第十八冊】

小普請小笠原弥八郎支配并組

【第十九冊】

小普請組小笠原順三郎支配

【第二十冊】

小普請組諏訪若狭守支配

【第二十一冊】

小普請奥田主馬支配組

【第二十二冊】

御留守居与力同心

大御番与力同心

御書院番与力同心

百人組与力同心

京都御代官

二条御鉄炮奉行

大坂御弓奉行

大坂御具足奉行

大坂御定番同心

御簾与力同心

御鎗同心

御持弓
御持筒 与力同心

御先手弓鉄炮与力同心

御徒

水主同心

【第二十三冊】

御留守居番与力同心

火消与力同心

御鉄炮方与力同心

井上左太夫支配大筒役

西丸御裏御門番与力同心

右のうち、第五冊・十二冊・十三冊・十四冊・二十二冊・二十三冊の扉にそれぞれ「拾四御帳」「九御帳」「八御帳」「六御帳」「式拾七御帳」「式拾八御帳」と記されている。

福井氏は本書の「解題」の中で、『続徳川実紀』（温恭院殿御実紀）の安政四年（一八五七）十月九日の条に、屋敷改の諏訪庄右衛門・根来五左衛門・西尾寛一郎の三名が、「諸屋敷帳」の編集の功で賞賜を受けたことなどから、本書が安政三年に編集された「諸屋敷帳」である可能性が強いとし、本書を「その体裁からみて、役所に備えた台帳ではなくて、その後あまり年代を隔たらぬころに、これを一覽表の形に整理、浄書し、『諸向地面取調書』という外題を加えたものである」と推測している。数冊の扉に記された「十四冊帳」等の冊次は、底本である「諸屋敷帳」の冊次であると推測されるという。

すなわち「諸屋敷帳」は二十八冊（あるいはそれ以上）あったことになり、全二十三冊の『諸向地面取調書』に、本来ならば記載されるはずの人名およびその所持する屋敷が記載されていない（遺漏がある）のもうなずけるのである。

屋敷改についても簡単に触れておこう。

屋敷改は、書院番・小性組の旗本が出役して務め、定員四名。『明良帯録』（文化十一年（一八一四）序）には、「殊之外用多也 屋敷 町屋敷 新地 築出し 皆懸り也」とある。宮坂新氏は、屋敷方の沿革と職務を次のように要約している（幕府屋敷改による百姓商売家の把握と規制―將軍家鷹場鳥見との関係に注目して―『地方史研究』三五二）。

寛文八年（一六八八）に設置され、当初の職務は、「江戸廻り地域における新規家作の検使」で、「明暦の大火後に新たに町屋が形成されつつあった地域を見分し、家作改場に指定することにより、新規家作の把握と規制を行っていた」。その後、宝永七年（一七一〇）に廃止されるが、正徳三年（一七一三）に再設。享保期に職務内容が変化し、享保四年（一七一九）に、「それまで大目付・目付が担当していた武家所持屋敷の異動を把握する業務が屋敷改に移管され」、翌五年「屋敷方の管轄地域である家作改場のうち、『大絵図筋引』の内側は町奉行が家作改を行う地域となった」。

屋敷改は、武家屋敷地の把握だけでなく、本来は「江戸廻りの屋敷の管理・把握を目的」として設置されたものだった（山端穂「江戸廻り地域の成立と公文書行政―屋敷改の成立と作成帳面―」大石学編『近世公文書論―公文書システムの形成と発展―』所収）。

ところで屋敷改が作成した「屋敷改帳」は、書物方が管理する紅葉山の御文庫（いわゆる紅葉山文庫）に保管され、毎年定期的に屋敷改が借り出して、屋敷地の所持者の異動などを書き入れていたようである。

『御書物方日記』の享保八年(一七二三)八月十七日をひらいてみよう。「石近江守殿(氏家註・若年寄の石川近江守総茂)屋敷改帳今日持参之役人へ相渡候様被仰渡候段 御目付中より昨日申来 即持参之 其段近江守殿へ相向 左之役人へ相渡之候」として、書物奉行の堆橋主計(俊淳)から、屋敷改の大久保弥三郎(忠恒 小性組)と石尾七兵衛(氏茂 書院番)に「屋敷改帳箱」「本所方屋鋪改帳箱」各一個を渡した旨が記されている。昨日目付から、今日(十七日)屋敷改の者に「屋敷改帳」を渡すようにという若年寄の指示が伝えられたのを受けて、二種の「屋敷改帳」を渡したのである(いずれも八月二十四日に返却され書物蔵に収納された)。

明和二年(一七六五)八月十七日には、書物方から屋敷改の神谷与一郎(久武 小性組)と内藤伝左衛門(品俊 書院番)に「屋敷改御帳箱」を渡している(同二十一日返納)。安永八年(一七七九)八月十七日には、屋敷改の室賀図書(正朋 小性組)と安部次郎兵衛(信一 小性組)に「屋敷改御帳箱」を渡し、そして寛政元年(一七八九)八月十七日にも、屋敷改の坂部善次郎(直之 小性組)と筒井次左衛門(武矩 書院番)に「屋敷改御帳」を渡すという具合である。

毎年八月十七日に屋敷改帳が箱ごと屋敷方に渡され、数日後に返却されるのが恒例になっていた。もっとも、文化十年(一八一三)の五月三日の条に「屋敷改御帳箱式 於中之口 松井十左衛門へ相渡候」と見え、文政八年(一八二五)五月三日の条にも「屋敷改御帳箱 建部荒次郎へ相渡す」とあることから、のちに五月三日に変更されたことがうかがえる(松井と建部はともに屋敷改)。

寛政元年八月十七日には、「屋敷改御帳」とあわせて、新たに書物同心となった北島三郎兵衛と宇田川専助の「拝領屋敷書付」も屋敷改の坂部に渡された。うち北島の拝領町屋敷は、牛込御納戸町に所在し、表口四間四尺

五寸・裏口八間五尺五寸・裏行十四間四尺で、坪数は百坪七合五勺。北島が居住するほか、余った土地は残らず町人に賃貸。宇田川の拝領町屋敷は下谷山崎町一丁目で坪数八十坪余。同じく居住地以外は町人に貸しているという。これは書物方から提出された同心の屋敷の一例に過ぎず、屋敷改では大名や幕府の各部署から提出されたこの種の情報を、屋敷改帳に書き入れ、新たな屋敷改帳を作成したのである。すくなくからぬ時間と手間を要したに違いない。『明良帯録』に「殊之外用多也」とあるのもうなずけるのである(なお『屋敷改帳』の構成や内容については、山端前掲論文に詳しい)。

人名索引の構成と見方

『諸向地面取調書』は、前掲の「目録」のように大名の格や幕臣の役職(所属)で人名を排列しているが、人名索引が付いていないため、特定の人物について調べる場合、はなはだ不自由を感じる。今回、利用者の便をはかって人名索引を作成したゆえんである(人名索引は、『北の丸』第四八号掲載ホームページ上にてPDFファイルで公開している。URLは、http://www.archives.go.jp/publication/kita/pdf/shomuki_sakuin.pdf)。

人名索引はアイウエオ順に排列し、それぞれの人名がどこに記載されているかを、『内閣文庫所蔵史籍叢刊 諸向地面取調書』(第十四巻から第十六巻まで、全三冊)の冊次と頁数、および原本(全二十三冊)の冊次で示した。

たとえば川路左衛門尉(勘定奉行)は「二―二七四 四」と表記され(索引では横書き)、『内閣文庫所蔵史籍叢刊』第十四巻(諸向地面取調書(一))の二七四頁、原本の第四冊目に記載されていることを示す。勝麟太郎は「一―三四三 五」と「三―一五四二 二二」で、『内閣文庫所蔵史籍叢刊』第

十四卷(諸向地面取調(一))の三四三頁(原本の第五冊目)と同第十六卷(諸向地面取調書(三))の一五四二頁(原本の第二十一冊目)に記載があることが示される。

勝の記載が二箇所に見えるのは、「小普請奥田主馬支配」(小普請時代)と「大御番九鬼式部少輔組」(大番時代)の二つの時期のものを含むからである。勝は、安政二年(一八五五)八月七日、奥田主馬支配の小普請(非役)から、小十人組に番入りし、翌三年六月晦日に大番に転じている(当館蔵多聞櫓文書のうち、「寄合勝安房守明細短冊」)。すなわち安政三年だけでなく前年の調査結果も共に記載しているのである。同様の例は他にも見られ、『諸向地面取調書』をすべて安政三年時点の調査結果と断言するのはためらわれる。

人名索引を作成するにあたって、姓の読み方は『寛政重修諸家譜』等を参考にしたが、複数の読み方があり、『寛政重修諸家譜』等に見えない場合は、とりあえず筆者が判断した(したがって誤読の可能性もある)。人名とりわけ通称の読みや文字の判読についても同様である。判読できない文字は■で示した。

『諸向地面取調書』は、当館閲覧室で原本が閲覧できるだけでなく、前述のように、ホームページのデジタルアーカイブでデジタル画像を見ることもできる。また影印本は、当館のほか、国立国会図書館など幾つかの公共図書館で閲覧可能である。『諸向地面取調書』をやはり当館蔵の多聞櫓文書(幕末の幕府文書)とあわせて活用することで、さまざまな角度から幕末の江戸社会を照らし出せるに違いない。本索引がその一助となれば幸いである。

(専門調査員)